ロ　保育士の数が対象病後児おおむね三人につき一人以上であること。
ハ　保育室、病後児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室があること。
ニ　事故防止及び衛生面に配慮するなど病後児の養育に適した場所であること。
ホ　協力医療機関があらかじめ定められていること。
三　保育所その他の施設において、当該施設に通園する小学校就学前子どもに対して緊急的な対応その他の保健的な対応を行う事業　次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ハに掲げる要件を除く。）を満たすものであること。
イ　看護師等を当該事業を利用する小学校就学前子ども二人につき一人以上配置していること。
ロ　感染を予防するため、事業を実施する場所と保育室等の間に間仕切りを設けていること。
ハ　協力医療機関及び指導医があらかじめ定められていること。
四　病児又は病後児が当該病児又は病後児の居宅において一時的に保育する事業　イ及びロに掲げる要件（事業者が病院、診療所その他の医療機関である場合には、イに掲げる要件に限る。）を満たすものであること。
イ　一定の研修を修了した看護師等、保育士又は家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）を当該事業を利用する病児又は病後児一人につき一人以上配置していること。
ロ　協力医療機関及び指導医があらかじめ定められていること。

（利用者負担額等に関する事項の通知）

第七条　［略］

一　利用者負担額（満三歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号若しくは第二十九条第三項第二号に掲げる額又は法第三十条第二項第三号若しくは第四号の市町村が定める額に限る。）

二　［略］

2　［略］

（申請内容の変更の届出）

第十五条　教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要が生じたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

［一～四　略］

2　［略］

（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法）

第二十一条の二　市町村民税所得割合算額（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。

2　［略］

ロ　保育士が対象病後児おおむね三人につき一人以上とすること。
ハ　保育室、病後児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室を有すること。
ニ　事故防止及び衛生面に配慮するなど病後児の養育に適した場所とすること。
ホ　協力医療機関をあらかじめ定めること。
三　保育所その他の施設において、当該施設に通園する小学校就学前子どもに対して緊急的な対応その他の保健的な対応を行う事業　次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ハに掲げる要件を除く。）を満たすこと。
イ　看護師等を当該事業を利用する小学校就学前子ども二人につき一人以上配置すること。
ロ　感染を予防するため、事業を実施する場所と保育室等の間に間仕切りを設けること。
ハ　協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めること。
四　病児又は病後児が当該病児又は病後児の居宅において一時的に保育する事業　イ及びロに掲げる要件（事業者が病院、診療所その他の医療機関である場合には、イに掲げる要件に限る。）を満たすこと。
イ　一定の研修を修了した看護師等、保育士又は家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）を当該事業を利用する病児又は病後児一人につき一人以上配置すること。
ロ　協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めること。

（利用者負担額等に関する事項の通知）

第七条　［同上］

一　利用者負担額（満三歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号若しくは第二十九条第三項第二号に掲げる額又は第三十条第二項第三号若しくは第四号の市町村が定める額に限る。）

二　［同上］

2　［同上］

（申請内容の変更の届出）

第十五条　教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要が生じたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

［一～四　同上］

2　［同上］

（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法）

第二十一条の二　市町村民税所得割合算額（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。

2　［同上］